

確認検査手数料表

確認検査手数料（特例建築物※に限る）

単位：円

床面積の合計	確認申請	中間検査 (当機関で直前の建築確認を実施)	完了検査 (当機関で直前の建築確認又は 中間検査を実施)
100 m ² 以内のもの (計画変更に限る)	30,000		
200 m ² 以内のもの	45,000	40,000	50,000
300 m ² 以内のもの	55,000	50,000	60,000
500 m ² 以内のもの	65,000	60,000	70,000
1,000 m ² 以内のもの	100,000	90,000	100,000

※特例建築物=法第6条の4による確認の特例対象の建築物で床面積が1,000 m²以内のもの

確認検査手数料（特例建築物※以外の建築物）

単位：円

床面積の合計	確認申請	中間検査	完了検査	仮使用認定
100 m ² 以内のもの	65,000	60,000	70,000	100,000
200 m ² 以内のもの	80,000	80,000	80,000	100,000
300 m ² 以内のもの	100,000	90,000	100,000	120,000
500 m ² 以内のもの	120,000	100,000	120,000	140,000
1,000 m ² 以内のもの	180,000	140,000	170,000	190,000
2,000 m ² 以内のもの	260,000	180,000	230,000	260,000
3,000 m ² 以内のもの	350,000	230,000	280,000	320,000
4,000 m ² 以内のもの	420,000	260,000	330,000	370,000
5,000 m ² 以内のもの	480,000	310,000	360,000	410,000
6,000 m ² 以内のもの	530,000	340,000	390,000	460,000
7,000 m ² 以内のもの	580,000	370,000	400,000	510,000
8,000 m ² 以内のもの	600,000	400,000	420,000	560,000
9,000 m ² 以内のもの	620,000	430,000	450,000	610,000
10,000 m ² 以内のもの	650,000	460,000	480,000	660,000
15,000 m ² 以内のもの	690,000	500,000	540,000	760,000
20,000 m ² 以内のもの	790,000	550,000	590,000	860,000
30,000 m ² 以内のもの	890,000	580,000	640,000	960,000
40,000 m ² 以内のもの	990,000	610,000	690,000	1,060,000
50,000 m ² 以内のもの	1,090,000	640,000	760,000	1,160,000
100,000 m ² 以内のもの	1,320,000	790,000	910,000	1,310,000
200,000 m ² 以内のもの	1,670,000	940,000	1,210,000	1,660,000
200,000 m ² を超えるもの	2,020,000	1,190,000	1,510,000	1,910,000

お問い合わせ先 一般財団法人ベターリビング
建築確認・住宅性能評価部 03-5211-0599

確認検査手数料（建築設備・工作物）

単位：円

種 別		確認申請	計画変更※1	完了検査	仮使用認定
建築設備	昇降機（以下を除く）、建築設備	40,000	32,000	40,000	50,000
	昇降機（型式適合認定を取得済）	30,000	24,000	40,000	50,000
	昇降機（型式部材等製造者認証を取得済）	20,000	16,000	30,000	40,000
	小荷物専用昇降機	30,000	24,000	30,000	40,000
工作物※2	令第138条第1項 （煙突、鉄柱、広告塔、 高架水槽、擁壁）	高さ10m以下	40,000	35,000	40,000
		高さ10m超	70,000	60,000	70,000

※1 計画変更の確認申請であっても、当該計画の変更に係る直前の確認を当財団以外の者から受けている場合は、確認申請欄の額を適用します。

※2 令138条第2項及び第4項の工作物手数料は、確認検査業務手数料規程を参照ください。

（手数料の加算）

- ① 床面積の合計が500㎡以内の建築物で、構造計算を要する建築物の申請は、確認申請手数料に40,000円を加算します。
 - ② 床面積の合計が500㎡以内の建築物で、仕様規定等による構造審査を要する建築物の申請は、確認申請手数料に20,000円を加算します。
 - ③ 床面積の合計が500㎡を超える建築物で、複数棟である建築物（エキスパンションジョイントその他により別の建築物とみなされる部分を含み棟毎の床面積が200㎡を超える棟に限る。）は別途確認検査業務手数料規程に定める額を加算します。
 - ④ ルート2基準審査を当財団で行うことで構造計算適合性判定の対象外とする建築物の申請は、別途確認検査業務手数料規程に定める額を加算します。
 - ⑤ 限界耐力計算法、エネルギー法、免震構造又は特殊な構造方法等を用いる場合は、別途確認検査業務手数料規程に定める額を条件ごとに加算します。
 - ⑥ 天空率を用いる場合は道路、隣地、北側それぞれ一審査項目ごとに、確認申請手数料に10分の1を乗じた額を加算します。
 - ⑦ 軽微な変更 中間検査、完了検査申請時において軽微な変更説明書を提出する場合は、その一の提出につき500㎡以内のものでは5,000円を、500㎡を超えるものでは10,000円を、検査手数料に加算します。（申請前に提出されているものも含みます。）
 - ⑧ 避難安全検証法、耐火性能検証法、及び特定天井を用いた建築物等は、別途確認検査業務手数料規程に定める額を条件ごとに加算します。
 - ⑨ 構造計算適合性判定を要する建築物を含む場合、構造計算適合性判定図書との整合性審査料金として、確認申請手数料に10,000円を加算します。
 - ⑩ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号又は第2項の規定（住宅の省エネ性能の評価を仕様基準で行うこと及びその変更）を適用し、確認審査の中で省エネ基準への適合を確認する場合、一戸建ての住宅では20,000円を、共同住宅及び長屋では40,000円＋（5,000円×戸数）を加算します。
- なお、住宅の省エネ基準適合を省エネ適判で判定するか、同規定に基づき確認審査の中で確認するかは、申請者が任意に選択できます。

（計画を変更する建築物等の手数料の算定）

計画の変更に係る直前の確認を当財団から受けている場合の確認申請手数料は、変更に係る部分の面積に2分の1を乗じた面積（床面積が増加する変更の場合は増加する部分の面積）で算定します。

（増築等の手数料の算定）

既存の建築物に一の建築物となるよう増築する場合で構造耐力に関わる審査を要する場合の確認申請手数料は、増築する部分の延べ面積と、既存の建築物の延べ面積に2分の1を乗じた面積を合計した面積で算定します。

（手数料の割引）

- ① 当財団から超高層建築物等の性能評価を受けた建築物の申請については、確認申請手数料からその10分の1を減じた額とします。
 - ② 上記に定めるものの他、継続して多量の取引が見込める場合（概ね年間50件以上）、または同種物件の同一設計者による同時複数申請や同様物件の反復申請の場合など効率的かつ円滑な審査が見込める場合等においては、上記手数料とは別途に協議して割引きできることとします。その際の割引率は、案件の減額要件への適合状況に応じて一戸建ての住宅で10分の6、一戸建ての住宅以外の建築物で10分の1を超えない範囲とします。
- ※ 減額要件の複合適用について、上記①、②は排他的に適用し割引率の加算は行いません。

（建築物エネルギー消費性能適合性判定を要した建築物の完了検査手数料の加算）

- ① 直前の適合性判定を当財団から受けた建築物の完了検査手数料の加算額
各区分に応じ適合性判定を要した部分の床面積の合計の完了検査手数料に10分の2を乗じた額を加算します。
- ② 直前の適合性判定を当財団以外の者から受けた建築物の完了検査手数料の加算額
各区分に応じ適合性判定を要した部分の床面積の合計の完了検査手数料に10分の4を乗じた額を加算します。

（仮使用認定に係る部分が建築物エネルギー消費性能適合性判定を要した建築物の仮使用認定手数料の加算）

- ① 直前の適合性判定を当財団から受けた建築物の仮使用認定手数料の加算額
各区分に応じ仮使用に係る部分で適合性判定を要した部分の床面積の合計の仮使用認定手数料に10分の2を乗じた額を加算します。
- ② 直前の適合性判定を当財団以外の者から受けた建築物の仮使用認定手数料の加算額
各区分に応じ仮使用に係る部分で適合性判定を要した部分の床面積の合計の仮使用認定手数料に10分の4を乗じた額を加算します。

(建築物エネルギー消費性能適合性判定を要した建築物で、計画変更を要さない軽微な変更(ルートA、ルートB)の審査手数料)

完了検査手数料及び仮使用認定手数料に棟ごとの対象面積によりそれぞれ確認検査業務手数料規程に定める額を加算します。

※ 当財団以外で適合性判定を受けた建築物については、当財団又は当初の判定機関が発行する軽微変更該当証明書の提出が必要です。

(検査に係わる出張費の加算)

検査の対象となる建築物等が遠隔地の場合は、上記手数料に別途出張旅費が加算されます。

出張旅費を加算する区域は本部(飯田橋)を起点として鉄道距離で概ね50キロメートルを超える下表(1)～(3)に定める区域です。

(1) 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県で下記の区域は、
(交通費実費相当額)+10,000円を加算します。

○東京都(島しょ部を除く)

奥多摩町、檜原村

○神奈川県 清川村、松田町、中井町、大井町、開成町、二宮町、
小田原市

○埼玉県 加須市、羽生市、行田市、熊谷市、深谷市、滑川町、
嵐山町、小川町、ときがわ町

○千葉県 栄町、成田市、酒々井町、八街市、東金市、大網白里市、
長柄町、長南町、茂原市、九十九里町、芝山町、富里市、
山武市、白子町、長生村、睦沢町、一宮町、
袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市

(2) 神奈川県、埼玉県、千葉県で下記の区域、
並びに茨城県、栃木県、群馬県、山梨県の全域は、
(交通費実費相当額)+20,000円を加算します。

○神奈川県 山北町、南足柄市、箱根町、真鶴町、湯河原町

○埼玉県 横瀬町、東秩父村、寄居町、長瀨町、美里町、皆野町、
本庄市、秩父市、小鹿野町、神川町、上里町

○千葉県 神崎町、香取市、多古町、横芝光町、匝瑳市、旭市、
東庄町、銚子市、大多喜町、いすみ市、御宿町、
勝浦市、鴨川市、鋸南町、南房総市、館山市

(3) (1)(2)以外の地域および東京都の島しょ部は、
(交通費実費相当額)+30,000円を加算します。

※検査日程を勘案し、宿泊を要することになる場合は宿泊費実費相当額を
加算します。

※その他詳細については、確認検査業務手数料規程を参照ください。